

## 岐阜県小児医療協議会設置要綱

### (目的)

第1 小児医療体制（小児救急医療体制を含む。以下同じ。）の整備に関する協議を行うことを目的として、岐阜県小児医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児医療体制の整備に関する事項
- (2) 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- (3) その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項

### (構成員)

第3 協議会は、別表に定める委員で構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により定める。
- 3 協議会に副会長をおき、委員のうちから会長が指名する。

### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会は、県が、必要に応じて招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 協議会には、個別の対策推進について具体的な協議を行うため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 5 ワーキンググループは、県が指名した委員をもって構成する。

### (秘密の保持)

第7 協議会及びワーキンググループの構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第8 協議会及びワーキンググループの事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

## 附 則

1. この要綱は、令和5年7月10日から施行する。
2. 岐阜県小児救急医療協議会（平成17年9月16日設置）は、廃止する。

別表

岐阜県小児医療協議会構成員名簿

○構成員

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 小児医療・小児救急 | 岐阜大学医学部附属病院 代表         |
|           | 岐阜県総合医療センター 代表         |
|           | 岐阜市民病院 代表              |
|           | 長良医療センター 代表            |
|           | 大垣市民病院 代表              |
|           | 中濃厚生病院 代表              |
|           | 中部国際医療センター 代表          |
|           | 岐阜県立多治見病院 代表           |
|           | 中津川市民病院 代表             |
|           | 高山赤十字病院 代表             |
| 関係機関      | 岐阜県病院協会 代表             |
|           | 岐阜県医師会 代表              |
|           | 岐阜県小児科医会 代表            |
|           | 岐阜県看護協会 代表             |
|           | 岐阜県消防長会（岐阜市消防本部 代表）    |
| 育児等有識者    | NPO法人グッドライフサポートセンター 代表 |
| 岐阜市保健所    | 岐阜市保健所長                |

○オブザーバー

|                        |
|------------------------|
| 危機管理部消防課 代表            |
| 健康福祉部医療福祉連携推進課 代表      |
| 健康福祉部子ども・女性局 子ども家庭課 代表 |
| 岐阜県保健所長会 代表            |

(順不同)